


所得税の「2つの顔」

事業主とフリーランスのための
確定申告・源泉徴収

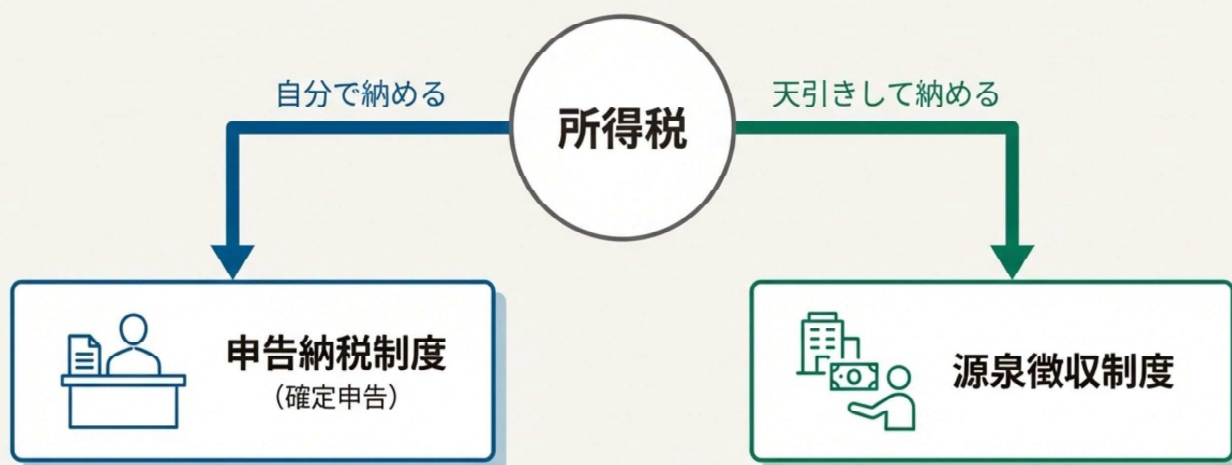
源泉徴収 

 確定申告



日本の所得税は、2つの制度の組み合わせで成り立っている

日本の所得税制度は、以下の2つの大きな柱で構成されています。



Part 1 自分の所得を計算し、 納める「確定申告」



NotebookLM

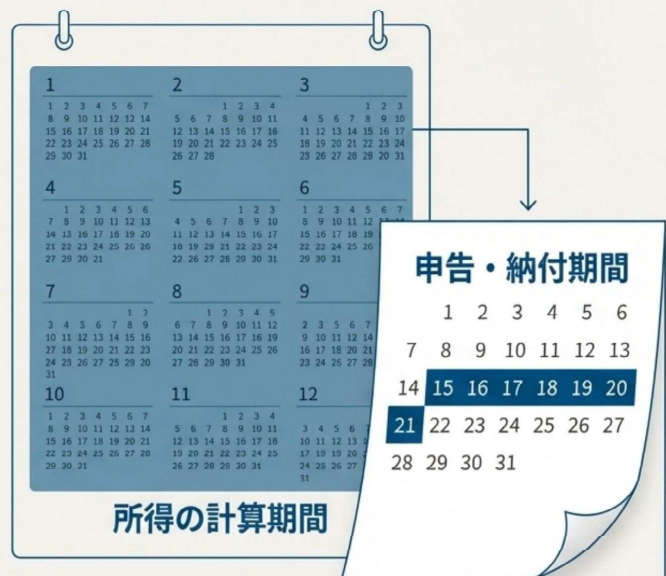
Q. なぜ、年に一度「確定申告」が必要なのか？

答え：
事業者（個人事業主・フリーランス）には、
会社員のような年末調整がないためです。

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた
全所得と、それに対する所得税額を自分で
計算し、税額を「確定」させる手続きが確定申
告です。

対象者：
その年の所得金額の合計が、所得控除の合計を
超える方など。

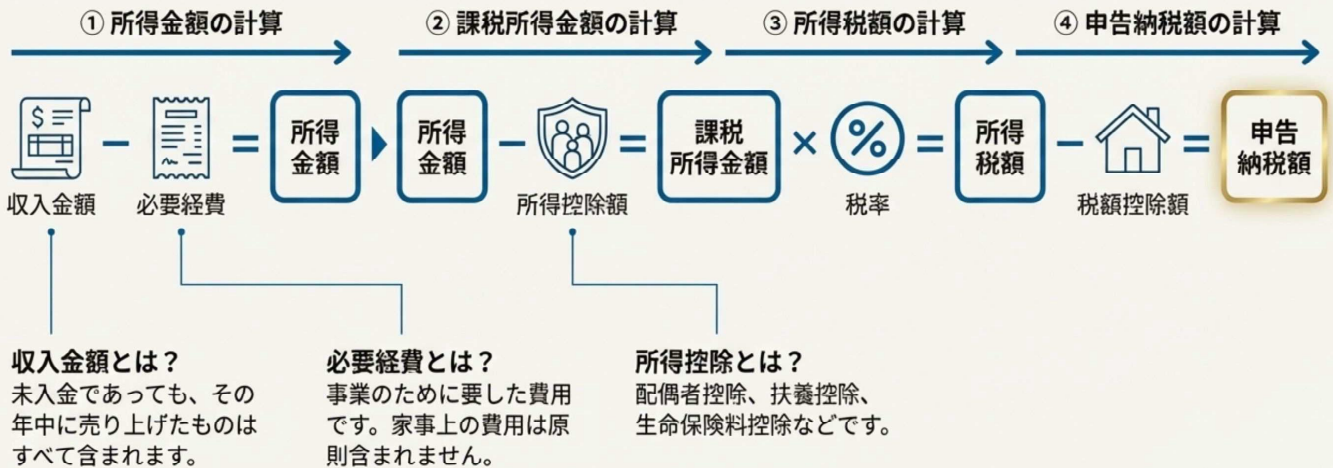
申告期間：
原則、翌年2月16日～3月15日。



NotebookLM

納税額は、4つのステップで算出される

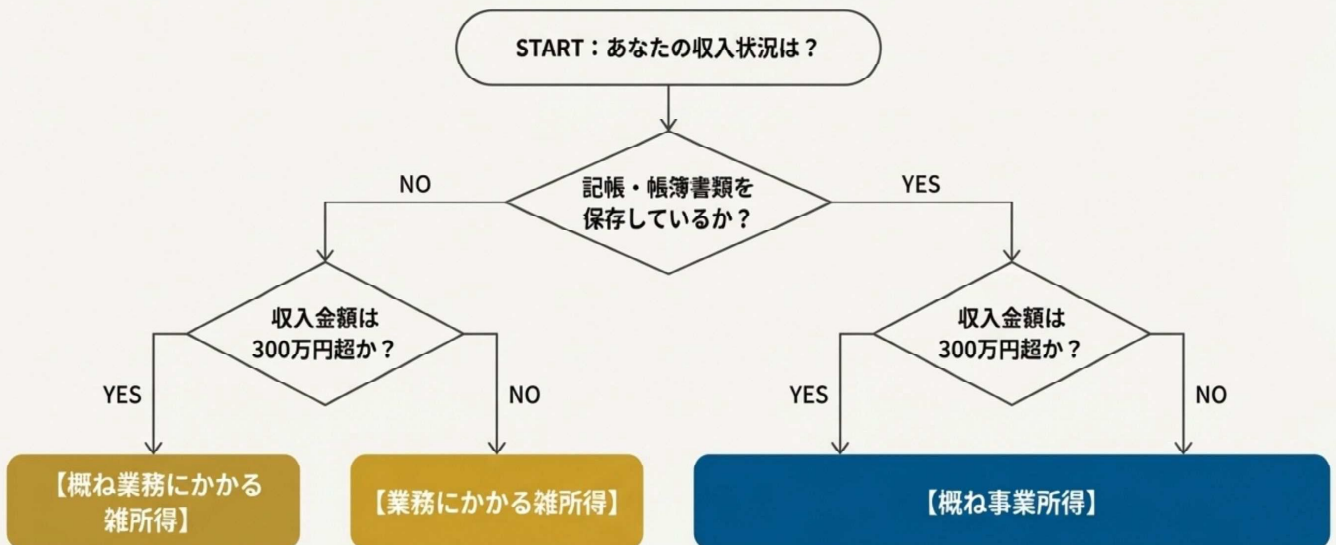
所得税の計算は、以下の流れで行われます。



※給与の収入金額が2,000万円以下、かつ、給与を1か所から受けていて、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人は確定申告をしなくてもよいことになっています。

あなたの所得は「事業所得」か「雑所得」か？

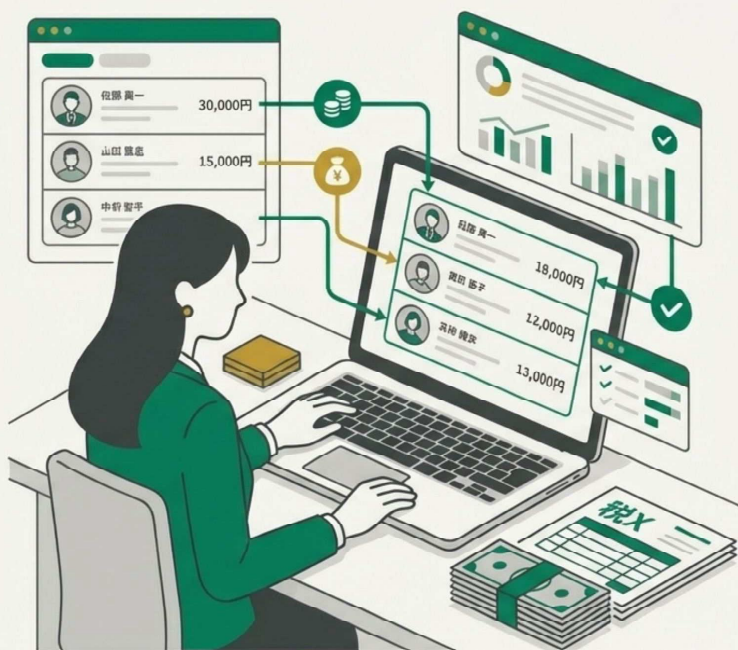
活動の実態に応じて所得区分は変わります。社会通念上「事業」と認められるかが判断基準です。



注記：次のような場合には、事業と認められるかを個別に判断します。①所得の収入金額が僅少と認められる場合 ②その所得を得る活動に営利性が認められない場合。

Part 2

従業員のために天引きし、
納める「源泉徴収」



NotebookLM

Q. なぜ「源泉徴収」という仕組みがあるのか？

答え：申告納税制度を補完し、効率的な徴税を実現するためです。

特定の所得（給与、税理士報酬など）については、支払者が支払の際に所得税を徴収し、国に納付する制度が採用されています。

この義務を負う人を「源泉徴収義務者」といいます。



支払者（あなた）が
税額を計算



支払金額から
税額を天引き



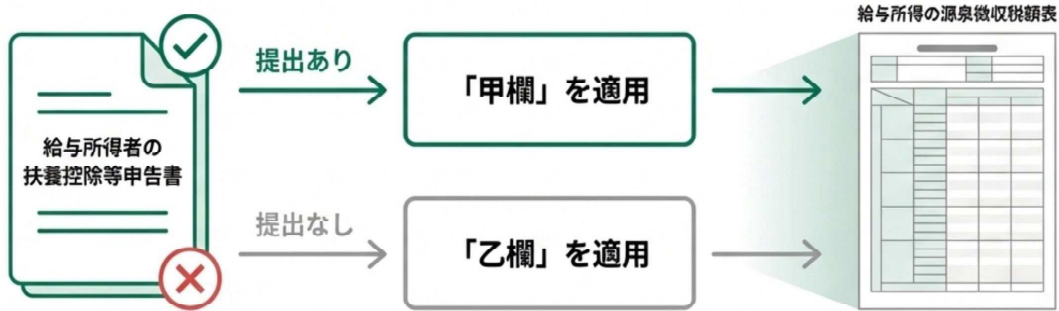
天引きした税金を
国に納付

NotebookLM

給与から天引きする税額は「税額表」で決まる

賞与以外の給与（月給など）から源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」を用いて求めます。

最重要ポイント：従業員から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」が提出されているかで、適用する欄が変わります。



源泉徴収税額表の読み方：3つのステップ

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等							税額		
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		7人	
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料等の給与等にかかる金額
105,000	107,000	0	170	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	0	280	0	0	0	0	0	0	0	3,900
109,000	111,000	0	390	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	0	500	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	0	610	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	0	720	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	880	830	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	990	940	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,100	1,050	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	1,210	1,160	0	0	0	0	0	0	0	4,400

STEP 2: 扶養親族の数を確認する
 - 「扶養控除等申告書」に基づき、扶養親族等の数に対応する列を探します。

STEP 3: 交差する金額を確認する
 - ①と②が交差する欄の金額が、その月に源泉徴収すべき税額です。

STEP 1: 給与額を確認する
 - 「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」の該当する行を探します。

源泉徴収した税金の納付ルール



納付期限: 原則、所得を支払った月の**翌月10日**まで。

納付方法: 以下のいずれかの方法で納付します。



e-Tax: 電子申告・納税システムを利用。



金融機関・税務署窓口: 「所得税徴収高計算書(納付書)」を添えて納付。

小規模事業者向け特例：納付を年2回にできる「納期の特例」

対象：

- 給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者。

内容：

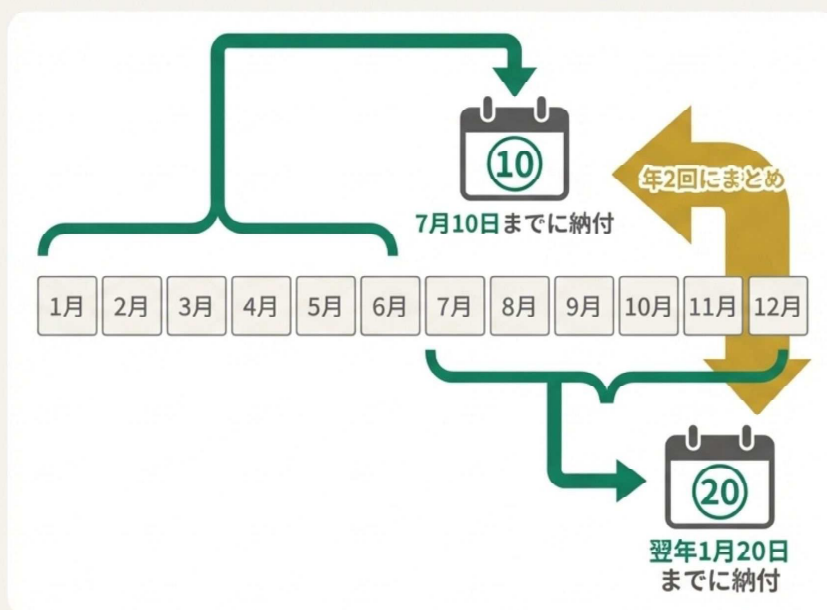
- 源泉徴収した所得税の納付を、毎月から年2回にまとめられます。

対象となる所得：

- 給与や退職手当、税理士等の報酬・料金（一部限定）。

手続き：

- 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出する必要があります。





Part 3 2つの制度が交わる「年末調整」

© NotebookLM

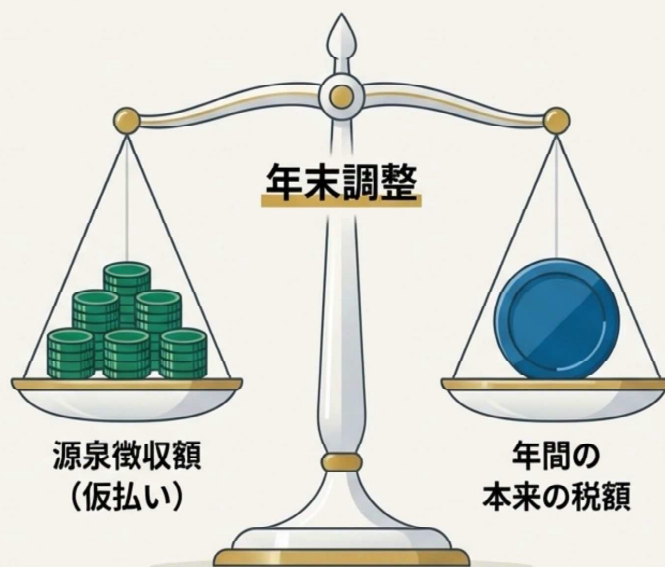
年末調整：源泉徴収による「仮払い」と「本来の税額」を一致させる手続き

毎月の給与から源泉徴収されている税額は、あくまで概算額です。

そのため、1年間の給与総額が確定した段階で、本来納めるべき年税額と、1年間に源泉徴収された税額の合計額との差額を精算する必要があります。

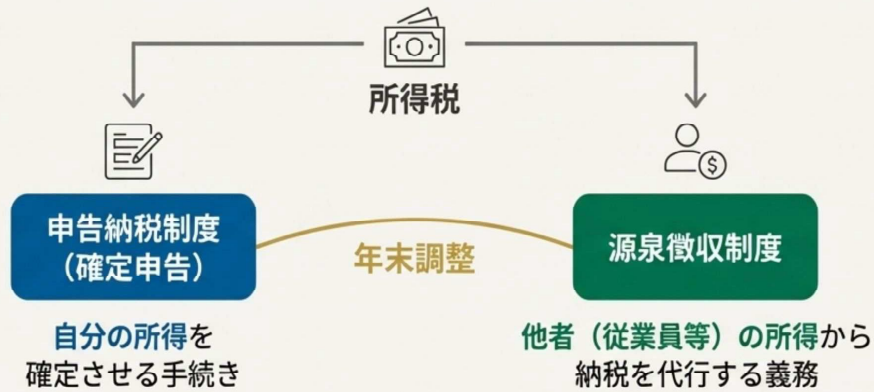
この手続きが「年末調整」です。

対象者：「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出している人。



© NotebookLM

2つの制度を理解し、自信を持って税務に臨む



「確定申告」は、あなたの事業の成果を報告するプロセス。

「源泉徴収」は、事業主として社会的な責任を果たすプロセス。

この2つの役割を理解することが、信頼される事業主への第一歩です。